

平成 21 年 9 月 18 日

## 公益認定等委員会だより（その 1）

公益認定等委員会事務局

（はじめに）

新しい公益法人制度が施行されてから 9 か月が経過しました。この間、国の公益認定等委員会は 7 人の委員、事務局職員共々、諮問案件の審査等事務の適正な処理に努力してきました。

この段階での内閣府における申請・審査・処分の件数、審査に要している日数等、申請の傾向、審査に時間がかかる原因、申請書類に関する注意事項などについて、お知らせします。

### I 申請・審査・答申等の件数、審査に要している日数、申請の傾向

#### 1 申請・審査・答申等の件数（平成 21 年 8 月末現在）

① 申請の件数

申請の総件数は、延べ 172 件（社団 53、財団 119）となっています。  
内訳は、表のとおりです。

② 審査中の件数

審査中の案件総数は、126 件（社団 33、財団 93）となっています。  
内訳は、表のとおりです。

③ 答申の件数

答申の総件数は 27 件（社団 9、財団 18）となっています。内訳は、  
表のとおりです。

④ 取下げ件数

取下げの総件数は 19 件（社団 11、財団 8）となっています。内訳は、  
表のとおりです。

表 申請・審査中・答申等の件数（平成 21 年 8 月末現在）

	申請件数	審査中の件数	答申の件数	取下げ件数
移行認定	105(27/78)	82(18/64)	14( 4/10)	9( 5/ 4)
移行認可	36(13/23)	24( 6/18)	6( 3/ 3)	6( 4/ 2)
新規認定	30(13/17)	19( 9/10)	7( 2/ 5)	4( 2/ 2)
変更認定	1( 0/ 1)	1( 0/ 1)	0( 0/ 0)	0( 0/ 0)
合 計	172(53/119)	126(33/93)	27( 9/18)	19(11/ 8)

注 カッコ内の数字は、左が社団法人、右が財団法人

⑤ 認定・認可後の法人からの変更届出等の件数

変更届出の総件数は10件(公益法人8、移行法人2)となっています。

(注) 移行法人とは、公益目的支出計画を実施中の一般社団・財団法人をいいます。

## 2 審査(申請受付から処分まで)に要した日数(平成21年8月末までに処分が終わったもの)

① 平均所要日数

移行認定申請が131.1日、移行認可申請が121.8日、新規認定申請が119.6日となっています。

② 最長・最短所要日数

移行認定申請は、最短で91日、最長で201日となっています。

移行認可申請は、最短で87日、最長で182日となっています。

新規認定申請は、最短で69日、最長で223日となっています。

## 3 申請の傾向

全般的にまだ様子見

国所管の特例民法法人は7千弱ありますが、申請件数がなかなか伸びてこない状況が続いています(平成21年6月から8月までの各月とも20件台)。新制度の施行後間もないこともあり、全般的にまだ様子見の法人が多いようです。

## **II 審査に時間がかかる事情など**

### 1 制度説明の実施

委員会は、1つでも多くの志にあふれた公益法人を世の中に送り出すことを目標としています。一方で、新制度に対応するために法人が理解しなければならない事項は数多くあります。このため、申請書類に不十分な点がある場合( **V 申請書類に関する注意事項**参照)には、事務局から法人に対して所要の説明を行っています。不十分な点が多い場合などには、法人に制度を理解していただき、申請の内容を、認定基準等に適合するかどうか判断できるようなものとしていただくために相当の時間がかかっている事例があります。

### 2 法人の対応

申請の中には必要な申請書類の一部が実質白紙の申請が見受けられる

ところです。申請の手引き等の公表資料をよく読んでいただいた上で申請書類の作成を進めていただくことが、このようなことをなくすために有効です。

また、申請内容を確認させていただくため申請後においても様々な照会や追加資料の提供をお願いすることがあります。その際に適切な対応をとっていただけない場合には、申請内容が不明確であるために不認定・不認可という結論を出さざるを得ないこともありえますので、御注意ください。

### Ⅲ 不認定・不認可について

これまでの審議の中で、特定の認定基準への適合性が議論された案件のうち、委員会の議論等を踏まえて事実関係を法人に確認する中で法人が自発的に事業の内容等を変更した結果、問題なく認定基準等に適合すると認められたものがあります（注）。法人が、自分たちの事業の内容等をより多くの公益を世の中に生み出すよう自発的に変更していくことは、決して悪いことではないのですが、申請の取下げを行う法人もあることと相俟って、現在まで、結果的に不認定・不認可は出ていません。

今後は、法人が事業の内容等からみて個別の認定基準を満たさないことを理由とする不認定・不認可が出てくるとも考えています。また、公益認定等ガイドラインでも示したように、個別に説明を求めても、法人からの申請内容が具体性を欠く場合には、内容が不明確であるために認定等の基準を満たしていることが判断できず、結果として不認定・不認可となる事例も出てくると考えています。

（注）例えば、次のような事例があります。今後こうした事例についても紹介していきます。

資格付与を行う事業について、従前は対象者を会員及び会員施設の勤務者等に限定していたが、これを見直して会員等限定を行わないこととしたことにより、問題なく公益目的事業と認められた事例

### Ⅳ 内閣府から法人関係者へのメッセージ

#### 1 制度改革に伴い法人の自主的な判断が求められます。

主務官庁制の廃止に伴い、新制度の法人の運営は自主性が重視されることとなり、法令の範囲内でこれまでよりも自由に事業を行うことができるようになりました。その裏返しとして、法令による法人のガバナンス等の規律は詳細なものとなっています。こうしたことを前提に、新制度の法人として、どのような目的を持って、どのような体制で、どのよう

に事業活動を行っていくかの判断を、法令を十分に理解した上で自主的に行うことが求められています。

## **2 移行を法人の在り方、事業の見直しの絶好のチャンスと考えてみてはいかがでしょうか。**

今回の制度改革に対して、「自分たちはきちんと法人運営を行ってきた。迷惑千万」という思いをお持ちの関係者の方もいらっしゃるかと思います。しかし、今回の改革は100年以上経って様々な制度疲労が見られた旧民法の制度を「民による公益の増進」の観点から抜本的に見直したものです。「すべての特例民法法人は認定又は認可を受けなければ新制度の法人に移行できない」ことについて発想を転換して、移行を法人の在り方や事業の見直しの絶好のチャンスと考えてみてはいかがでしょうか。これまで変えたいと思っけていてもなかなか変えられなかったことを変えることが出来る可能性は大きく高まっています。今後寄附を受ける見込みがある法人など寄附税制のメリットのある法人については、新制度の公益法人への移行は大きなチャンスです。

## **3 移行申請は3年先でも方針の早期検討は重要です。**

移行申請はかなり先だから方針の検討開始ももう少し先でいいだろうという発想では、法人の在り方や事業の見直しのための時間が十分に確保できないおそれがあります。また、法人としての正式の意思決定に時間を要する場合もあり、関係者に大きな負担をかけてしまうことも考えられます。早期に検討を済ませておくことが重要です。

## **4 相談窓口の活用と早期の申請をお願いします。**

方針の検討が終わった法人の皆さんは、相談窓口を活用しつつ早期の申請をお願いします。

申請書類の作成に当たっては、まず申請の手引き等を参照しながら、御自分でどれくらい書き込むことができるか確認してみてください。様式については、電子申請の登録をすると計算機能のついた便利な様式を使うことができます。書き込んでみて、分からないところがあれば、国又は都道府県の公益法人制度改革に関する相談窓口にご相談ください。

また、国及び一部の都道府県の面接相談では、定款の変更の案についての相談も可能です。国の場合、事前に定款の変更の案を送っていただければ、内容を確認した上で、当日説明させていただきますので、ぜひ活用してください。

## V 申請書類に関する注意事項

### I 移行認定申請（公益認定申請）関係

#### 1 別紙2：公益目的事業関係

<p>○事業の概要欄の記載が事業名だけになっており、どのように事業を行うのかが明確でない例が見受けられます。事業の概要には、事業の具体的な内容を記載していただく必要がありますのでご注意ください。（申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）</p>
<p>○複数の事業をまとめた場合において、まとめた理由が記載されていない例が見受けられます。事業をまとめることができるのは、類似・関連する場合であり、まとめた理由を記載して頂く必要がありますのでご注意下さい。（公益認定等ガイドライン52頁、FAQⅧ-2-②、申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）</p>
<p>○事業を行うに必要な財源が記載されていない例が見受けられます。財源を記載して頂く必要がありますのでご注意下さい。（申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）</p>
<p>○「事業の種類」の欄にはチェックポイントの事業区分の番号が記載されている例が見受けられます。同欄には別表各号の号を記載することになりますのでご注意下さい。（申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）</p>
<p>○個々のチェックポイントに対応した説明がされていない例が見受けられます。該当する事業区分の個々のチェックポイントに対応した説明が必要ですのでご注意下さい。（申請の手引き（移行認定編）17頁、（公益認定編）20頁、（移行認可編）24頁参照）</p>
<p>○複数の事業をまとめた場合、一部の事業しか説明がされていなかったり、事業区分（18）で全ての事業を一括りで説明されている例が見受けられます。まとめた各事業についてそれぞれ事業区分を適用して説明して頂く必要がありますのでご注意下さい。（公益認定等ガイドライン52頁、FAQⅧ-2-②、申請の手引き（移行認定編）17頁、（公益認定編）20頁、（移行認可編）24頁参照）</p>
<p>○該当する事業区分（例：（5）相談、助言）があるのに、事業区分（18）で説明がされている例が見受けられます。該当する事業区分がある場合は当該事業区分を用いて説明して頂く必要がありますのでご注意下さい。（申請の手引き（移行認定編）17頁、（公益認定編）20頁、（移行認可編）24頁参照）</p>

○助成事業について、非応募型でも(13)助成(応募型)のチェックポイントで説明されている例が見受けられます。応募による助成でない場合には、事業区分(18)で説明して頂く必要がありますのでご注意ください。(公益認定等ガイドライン47・48、50・51頁、申請の手引き(移行認定編)17頁、(公益認定編)20頁、(移行認可編)24頁参照)

○助成・表彰等の選考を伴う事業について、選考プロセスが具体的に記載されていない例が見受けられます。選考プロセスを記載の上、根拠となる選考基準や選考規程等を添付していただきますようお願いいたします。(申請の手引き(移行認定編)16頁、(公益認定編)19頁、(移行認可編)23頁参照)

## 2 別紙D：他の団体の意思決定に関与可能な財産関係

○申請する法人が株式等を保有している場合には、議決権の過半数を有していない場合でも、別表Dへの記載が必要になりますのでご注意ください。(申請の手引き(移行認定編)46頁、申請の手引き(公益認定編)49頁参照)

## 3 別紙F(1)：役員報酬及び給料手当の状況関係

○法人の中には、役員の中で無報酬であるような場合も見受けられますが、このような場合には、別表F(1)を白紙のままとするのではなく、報酬の支給を受けている役員はいない旨を明記して下さい。(申請の手引き(移行認定編)48頁、申請の手引き(公益認定編)51頁参照)

## 4 滞納処分に係る納税証明書

○申請書に添付していただく納税証明書は、滞納処分を受けたことがないことの証明書ですのでご注意ください。なお、証明書で証明されている期間の末日が、申請日の直近3か月以内であるものを提出していただく必要がありますので、申請の準備を進める際にはこの点についてもご注意ください。(申請の手引き(移行認定編)51頁、(公益認定編)54頁参照)

## II 移行認可申請関係

- |   |
|---|
| <p>○ 公益目的支出計画を実施するためには、資産を取り崩していかなければならないと誤解している例があります。公益目的支出計画は、法人の純資産を消費して零にすることを要求するものではありません。(FAQ問X-1-②参照)</p>  |
| <p>○ 従前から実施してきた事業について、規模の拡大や実施手法の変更を行うことをもって公益目的事業とする例があります。法人が従来から実施している事業で、旧主務官庁が公益に関する事業と認めれば、原則として継続事業として公益目的支出計画の対象事業とすることができます。(公益認定等ガイドライン 27 頁、FAQ問X-2-③参照)</p>   |
| <p>○ 公益目的支出計画の終了前に、法人の赤字額の累計が保有する正味財産額を上回り、債務超過になる例があります。法人活動全般について、財務的な影響により実施事業等のための資金が不足するなど公益目的支出計画の安定的な実施が妨げられることがないと思込まれる必要があります。(公益認定等ガイドライン 31 頁参照)</p>   |
| <p>○ 公益目的財産額の算定において、保有する土地について固定資産税評価額が付されていない、または固定資産税評価額が零表示されている場合に、当該土地の時価を零とする例があります。固定資産税評価額が付されていない場合（固定資産税評価額が零表示されている場合を含む。）の土地については、法人自らが他の公正妥当と認められる評価指標を用いた時価評価を行うことも一つの方法と考えられます。(申請の手引き（移行認可編）12 頁参照)</p>                                     |
| <p>○ 公益目的財産額の算定から除くことができる「貸借対照表の純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保全が義務付けられていると認められるもの」について、法人の内規に基づき積み立てている資産を該当させている例があります。この「支出又は保全が義務付けられていると認められるもの」とは、法令等（通達又は通知を含む。）により将来の支出又は不慮の支出に備えて設定することが要請されているものとしています。(公益認定等ガイドライン 29 頁、FAQ問X-3-①、申請の手引き（移行認可編）20 頁参照)</p> |

(注) 公益目的事業に関しては、「I 移行認定申請（公益認定申請）関係 1 別紙 2：公益目的事業関係」をご参照ください。